



## 答 申 書

令和7年12月23日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一 様

宇都宮市水道料金等審議会  
会長 太田 正



水道料金及び下水道使用料制度の見直しについて（答申）

令和7年6月27日付宇水經第144号で諮問のありました水道料金及び下水道使用料制度の見直しについて、別紙のとおり答申します。

# 答 申 書

令和 7 年 1 月 23 日

宇都宮市水道料金等審議会

## 1 はじめに

本市上下水道は、住民の日常生活はもとより、地域における経済活動においても必要不可欠なライフラインとなっています。今後とも、「地球の限られた資源である『水』を守り、『水』にこだわり、『水』を通じて、お客様に最良のサービスを提供し、快適な生活環境を確保するとともに、未来に向かって地球環境の保全に貢献します。」という本市上下水道事業の経営理念の達成に向けた取組が求められています。

そのような中、多くの水道及び下水道の施設や管路が更新時期を迎える、また、激甚化・頻発化する災害への対応として耐震化等の推進も急務となっています。

さらに、近年の社会・経済情勢の変化による物価の高騰により事業運営に多額の費用が必要となる一方で、加速する人口減少などによる料金収入の減少から、健全な事業経営の継続が難しい状況となっています。

こうした状況の下にあって、本市上下水道事業を後世に引き継ぐため、今後、老朽施設の更新、耐震化等の計画的な推進や、安定給水を継続するために必要となる財源の確保などについて、市民生活への影響等に配慮した上で、真摯な審議を行った結果、以下の結論を得たのでここに答申します。

## 2 答申内容

### (1) 水道料金及び下水道使用料制度の見直しの必要性の有無

#### ア 水道料金

水道事業においては、多くの施設や管路が更新時期を迎える、また、激甚化・頻発化する災害への対応として耐震化等の推進も急務となっており、今後、事業費の増加が見込まれています。

さらに、近年の人口減少などによる水需要の減少、急激に変化する社会・経済情勢や、これに伴う物価高騰等により、現在の料金水準を維持した場合、水道事業は令和11年度には資金が枯渇することが想定されます。

こうしたことから、安全・安心なおいしい水の供給を後世に引き継ぐためには、料金改定が必要と判断します。

#### イ 下水道使用料

公共下水道については、国の制度上、「雨水経費＝公費負担、汚水経費＝私費負担」という負担区分原則に基づいて、また、分流式下水道についてはその特性により汚水経費の一部についても、一般会計からの負担金の繰り出しが認められています。しかし、水道事業同様に今後の事業費の増大が見込まれる中、物価高騰等により、現在の使用料水準を維持した場合、必要な汚水経費の回収が難しくなるとともに、一般会計からの負担金も大幅な増加が想定されます。

については、将来にわたる下水道事業の持続可能性を確保するために、必要とされる汚水経費の回収を図り、かつ一般会計の負担と使用料収入のバランスに偏りがないものとしていく上でも、負担区分に基づく受益者負担原則の観点から、使用料改定が必要と判断します。

また、地域下水処理については、主に一般住宅における汚水の排除を目的とする点で公共下水道の目的と共通し、また公共下水道への切り替えを予定していることから、公共下水道の改定に併せて使用料の改定が必要であると判断します。

## (2) 見直しの必要性がある場合における具体的な料金制度・実施時期

### ア 水道料金制度

基本水量については、公衆衛生の向上等の観点から、水使用を促すことを目的に設定されたものです。しかし現在は、節水効果が反映されにくいや、水道の普及率の上昇により公衆衛生の向上が相當に図られたことに加え、使用水量分の適正な負担という観点から廃止することが適當と判断します。

なお、現在、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領においては、基本水量は付与しないことが原則とされています。

料金の改定率については、令和8年度から令和11年度までの4年間を料金算定期間として、今後の事業費や算定期間における当期純利益、資金残高、企業債残高対給水収益比率などを勘案し、使用水量が少ない利用者等に配慮した上で、平均改定率は28.6パーセントとすることが適當と判断します。

改定の実施時期については、令和8年度中には資金不足が見込まれるため、早期の改定が必要といえます。その上で、市民生活や企業活動への影響を鑑み、利用者への十分な周知期間を考慮し、令和8年10月改定が適當であると判断します。

## イ 下水道使用料制度

公共下水道における基本水量は、これまで水道料金体系に併せて設けてきましたが、今般の水道料金の見直しと同じ趣旨から、廃止することが適當と判断します。

使用料の改定率については、令和8年度から令和11年度までの4年間を使用料算定期間として、当期純利益を確保し、一般会計に過度に依存せず、安定的な経営体質としていくためには、30パーセント程度の改定が必要であると想定されます。

しかし、水道料金の改定率などを考慮すると利用者への負担が大きくなることから、複数回に分けて改定することを想定し、今回の平均改定率は9.9パーセントとすることが適當と判断します。

改定の実施時期については、一般会計に過度に依存せず、安定的な経営を維持するためには、早期の改定が必要といえます。

しかし、水道料金と同時に改定を実施した場合、利用者の負担が一度に大きくなることを考慮した激変緩和措置として、水道料金の改定実施時期から1年後の令和9年10月改定が適當であると判断します。

地域下水処理については、多くの施設で大規模更新を控えており、その費用負担が多額となることから、公共下水道に繋ぎ替え、一括で下水を処理することが効率的であり、利用者の負担も軽減されることになります。

そのため、順次、公共下水道に繋ぎ替えることを見据え、公共下水道の使用料体系に統一することが適當と判断します。

改定の実施時期については、公共下水道と同じく、令和9年10月改定が適當であると判断します。

### 3 審議会としての付帯意見

#### (1) 市民理解の促進について

水道料金及び下水道使用料の改定にあたっては、上下水道事業の現状、料金・使用料の改定の必要性、改定後の各利用者への影響、改定における配慮の内容などについて、利用者が理解できるよう、分かりやすい説明を行うとともに、多様な方法により広く周知することを要望します。

さらに料金改定後も、経営状態や実施事業、上下水道の安全性などについて、引き続き分かりやすく発信するよう要望します。

#### (2) 継続的な料金の適正性の検証について

将来にわたり「質の高い上下水道サービス」を提供するため、施設等の老朽化対策や耐震化などの投資を適切に行い、国等の動向も注視しながら、上下水道事業を着実に推進していくことを要望します。

なお、将来に向けて安定的な経営を維持していくためには、建設事業への企業債の充当率の見直しなど課題があり、これらを解決していくためには、再度の改定が必要との見通しが、市から示されました。

こうした状況を踏まえ、市民生活に欠かせない重要なライフラインを次世代へ引き継いでいけるよう、給水人口の動向や社会・経済情勢、経営状況を注視し、水道料金及び下水道使用料が適正であるかについて、算定期間毎に定期的な検証をすることを要望します。

#### (3) 経営努力について

水道料金、下水道使用料とともに、現状の見通しでは今後10年の間に再度の改定が必要と想定されていますが、利用者の負担を少しでも軽減するため、引

き続き更なる経費削減と費用対効果が見込まれる手法の導入、新たな収入の確保策を検討するなど、経営努力を継続することを要望します。

また、健全な上下水道事業を後世に引き継ぐためにも、料金改定後の損益の状況を考慮しながら、企業債残高の適切な水準を維持するよう要望します。

#### (4) 大口利用者への配慮について

料金改定により経営コストが上がった場合、相対的に料金の負担額が大きくなる企業や工場などの大口利用者は、市外への転出や地下水への転換をすることが考えられるため、一般の利用者とのバランスを考慮しながら、大口利用者の水道離れを抑止するため、大口需要者特約制度（個別需給給水契約）における適用要件を緩和するなどの方策を検討することを要望します。

## 4 新料金表（案）（1か月・税込）

### 〔水道料金〕

| 口径      | 基本料金     | 従量料金（1 m <sup>3</sup> あたり） |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
|---------|----------|----------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|
|         |          | 0～5 m <sup>3</sup>         | 6～10 m <sup>3</sup> | 11～20 m <sup>3</sup> | 21～50 m <sup>3</sup> | 51～100 m <sup>3</sup> | 101～200 m <sup>3</sup> | 201 m <sup>3</sup> ～ |
| 13mm    | 715 円    |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 20mm    | 1,243 円  |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 25mm    | 1,595 円  |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 30mm    | 2,255 円  |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 40mm    | 3,300 円  |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 50mm    | 6,270 円  |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 75mm    | 14,960 円 |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 100mm   | 30,800 円 |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 150mm   | 86,900 円 |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |
| 200mm以上 | 管理者が定める額 |                            |                     |                      |                      |                       |                        |                      |

### 〔下水道使用料〕

| 基本料金  | 従量料金（1 m <sup>3</sup> あたり） |                     |                      |                      |                       |                        |                          |                        |
|-------|----------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------|------------------------|
|       | 0～5 m <sup>3</sup>         | 6～10 m <sup>3</sup> | 11～20 m <sup>3</sup> | 21～50 m <sup>3</sup> | 51～100 m <sup>3</sup> | 101～500 m <sup>3</sup> | 501～1,000 m <sup>3</sup> | 1,001 m <sup>3</sup> ～ |
| 924 円 | 45 円<br>10 錢               | 47 円<br>30 錢        | 167 円<br>20 錢        | 193 円<br>60 錢        | 216 円<br>70 錢         | 236 円<br>50 錢          | 249 円<br>70 錢            | 267 円<br>30 錢          |

## 5 その他

### (1) 宇都宮市水道料金等審議会委員

|       |        |
|-------|--------|
| 会長    | 太田 正   |
| 職務代理者 | 三宅 徹治  |
| 委員    | 阿久澤 真理 |
| 委員    | 梓澤 昌徳  |
| 委員    | 飯村 耕介  |
| 委員    | 岩村 由紀乃 |
| 委員    | 大山 真一  |
| 委員    | 小関 裕之  |
| 委員    | 釜井 里奈  |
| 委員    | 菅野 大造  |
| 委員    | 木村 由美子 |
| 委員    | 柴田 賢司  |
| 委員    | 関本 充博  |
| 委員    | 野澤 克子  |
| 委員    | 増田 良二  |
| 委員    | 谷田部 正一 |

## (2) 審議経過

| 開催日        | 審議内容   |
|------------|--|
| 令和7年 6月27日 | ・上下水道事業の概要                                   |
| 令和7年 7月 3日 | ・現地視察<br>(松田新田浄水場, 今市浄水場, 川田水再生センター)         |
| 令和7年 7月25日 | ・水道施設更新の方向性と事業費<br>・下水道施設更新の方向性と一般会計からの負担金   |
| 令和7年 8月28日 | ・今後の財政見通しと水道料金改定の水準<br>・今後の財政見通しと下水道使用料改定の水準 |
| 令和7年10月 6日 | ・料金改定の水準と新たな水道料金体系<br>・新たな下水道使用料体系           |
| 令和7年11月28日 | ・答申 (案)                                      |
| 令和7年12月23日 | ・答申  |